

## がん患者への支援に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と香川県美容業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、がん患者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、社会全体で「県民一人ひとりがお互いに手を携えてがんと向かい合う香川県」の実現に向け、がん患者が抱く不安や悩みの緩和のための支援を通じたがん患者の生活の質の充実を図るため、乙がその特性を生かした取組みを行うことに関し、必要な事項を定めるものである。

（乙の取組み）

第2条 乙は、次の取組みを行うものとする。

- ① 別途乙が定める協力店舗（以下「協力店舗」という。）における、がんの治療に伴う脱毛等の外見の変化に関する悩みを抱くがん患者に対する適切なケアの提供
- ② 協力店舗の名簿を別途甲が指定する日までに甲へ提出
- ③ 前号の名簿に関し、毎年4月1日時点で内容を更新し甲へ提出
- ④ 協力店舗向け研修の実施など、がん患者の特性等の理解の促進のための取組みの実施

（甲の支援）

第3条 甲は、乙に対し次の支援を行うものとする。

- ① 協力店舗において掲示するステッカーの交付
- ② 県ホームページにおける本協定の紹介及び協力店舗の名簿の掲載
- ③ その他県が必要と認める支援

（協力店舗）

第4条 協力店舗におけるケアの提供は、美容師法（昭和32年法律第163号）に定める業務として、美容師免許を有する者で、かつ乙の組合員又は乙の組合員が経営する美容所の従業員により行われるものとする。

2 乙は、協力店舗の選定に当たっては、次の各号を満たす店舗を選定するものとする。

- ① がん患者への適切なケアの提供について意欲のある店舗
- ② 乙が甲と協議の上で実施する、がん患者への適切なケアの提供に資する研修に参加した店舗

3 乙は、協力店舗において法令違反その他不適切な美容の業務が行われていることが判明した場合は、甲と協議の上、協力店舗の名簿から速やかに当該店舗を削除し甲へ提出するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月22日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県

香川県知事

奥田恵造

乙 香川県高松市松縄町1091番地3

香川県美容業生活衛生同業組合

理事長

川原隆